

交通事故にあってしまったら

当組合にご連絡いただき、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。

交通事故にあってケガをしたとき、仕事や通勤途中のケガでない場合は、健康保険を使用することが認められています。しかし、**治療にかかる費用は本来加害者が負担するものであり、健康保険組合は加害者に代わって一時的に医療費を立て替えています。**そのため、かかった費用（医療費や傷病手当金等）は後日、健康保険組合が加害者側（加害者または保険会社）に請求することになりますので、**健康保険を使用する際は、示談の前に必ず当組合へご連絡ください。**



事故にあってしまったら ▶▶▶



仕事や通勤途中の交通事故は、労災保険で治療を受けることになります。

仕事、通勤途中のケガは、交通事故も含めて健康保険が使えませんのでご注意ください。まずは会社の担当者の方に交通事故にあい医療機関等を受診することを伝えましょう。また、医療機関等にも仕事、通勤途中のケガであることを必ずお伝えください。その後、労働基準監督署にご連絡ください。

なお、仕事・通勤途中のケガや病気で健康保険を使用された場合は、労災保険へ切り替える必要がありますので、当組合へご連絡ください。



お願い

当組合では医療費適正化の一環として、医療機関等から当組合に「外傷病名による診療費」の請求があった場合、業務災害や通勤災害、または第三者行為（交通事故等）の可能性があると思われるケガ等について【傷病原因についての照会】をさせていただいております。照会文書が届きましたら、必ず期限までにご回答くださいますようお願いいたします。なお、ご回答いただいた内容については、医療費の適正化の目的以外には使用いたしません。

医療費が増え続ければ、負担していただく保険料の増大につながります。医療費の適正化受診にご協力をお願いいたします。



問合せ

本部 審査第一課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)

健康
保険

いろは

業務災害・通勤災害・ 第三者行為について

仕事・通勤中にケガをしたとき

仕事または通勤に起因するケガや病気の際、**健康保険は使用できません。**

このような場合は、**労災保険（労働者災害補償保険）**

の適用となります。また、パートやアルバイトで働いている被扶養者の方にも労災保険は適用されます。



仕事でのケガや病気（業務災害）とは？

仕事でのケガはもとより仕事が原因となって起きた病気など、仕事と何らかの因果関係があるものをいいます。



通勤途中のケガ（通勤災害）とは？

通勤は、労使関係にある限り労務の提供と切っても切れない綿密な関連性を持っています。このため、通勤途中におけるケガやそれに起因する病気も労災保険により給付が行われます。



症例はこちらをご覧ください ▶▶▶

